

この申告書は、被扶養者の要件を備えるに至った場合はその日から30日以内に、
欠くに至った場合は被扶養者証を添付の上、速やかに提出してください。

被 扶 養 者 申 告 書

申請区分(いずれかに○を記入し、書類の発行の要否を選択してください。)

☐	認定	資格確認書 (要 ・ 不要)
☐	取消	資格喪失証明書 (要 ・ 不要)

※資格確認書の発行は、右の事由のいずれかに該当する場合に限る。

資格確認書を発行できる場合

- マイナンバーカード未取得者及び返納者
- マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者
- マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

※発行の要否に○がない場合は、不要として取り扱います。

※共済組合記入欄

(送付年月日)	● 資格情報のお知らせ	年 月 日
	● 資格確認書	年 月 日
	○ 資格喪失証明書	年 月 日
第3号被保険者関係届		有・無
(回収)	○ 被扶養者証	枚
	○ 資格確認書	枚
	○ その他()	枚

組合員	フリガナ 組合員氏名		所属所名	
			所属所コード	
	組合員等番号		生年月日	昭和 平成 年 月 日

所属所受付印

受付印は省略不可

認定(取消)を受けようとする者	フリガナ氏名		生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	続柄		
	職業				性別	男・女	
	年間収入見込額		円		※ 20歳以上60歳未満の配偶者の場合、基礎年金番号を記入。 認定の場合及び保険証の取得以外で取消の場合、 国民年金第3号被保険者関係届の提出が必要です。		
	基礎年金番号※						
	住 所	現 住 所	組合員との同別居(いずれかに○)	☐ 同居 ☐ 別居	別居の場合は現住所を記入		
			住民票の有無(いずれかに○)	☐ 住民票あり ☐ 住民票なし	住民票ありの場合、住民票の住所を記入 ※現住所と同じ場合は省略可		
		住民票の住 所	(※認定申請時のみ) 住民票がない場合、次の国内居住要件の例外該当事由を選択		1. 留学 2. 外国に赴任する組合員に同行 3. 就労以外の目的で一時的に海外に渡航 4. 組合員が海外赴任中に身分関係が発生 5. その他 () 例外該当事由を満たす期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
	被扶養者の要件を備え又は欠くに至った理由及びその年月日		令和 年 月 日				
	扶養手当	支給の有無	有 ・ 申請中 ・ 無		⇒ 扶養手当「有」の場合、担当者確認欄の押印は必須 (この場合、本欄内の記載を訂正する際も訂正印が必須)		
		有の場合、記入・押印	届出事実発生年月日	令和 年 月 日	給与事務 担当者の 確 認	職名 氏名	
認定年月日			令和 年 月 日				
	支給開始月	令和 年 月	分から支給				

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 年 月 日 申告者

住所
氏 名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 所属所名

所属所長 職・氏名

※ 所属所記入欄(該当項目にチェック)
個人番号報告書及び送付票の添付状況

☐ 本申告書に同封 ☐ 本申告書と同日に別便で送付
☐ 後日送付 ☐ 提出不要(取消の場合等)

☐ その他()

- この申告書の裏面に記載している必要書類を添付の上、提出してください。
- 扶養手当の欄は、認定申告するときのみ所管の給与事務担当者が記入してください。
- 共済組合記入欄は記入しないでください。

※ 共済組合記入欄

決 裁	係 員	担 当 者	備 考
判定	認定 ・ 取消 ・ 非該当 ・ 不認定	年月日	令和 年 月 日

共済組合受付印

1 認定を申請するときに必要な書類

	提出書類 ※1	提出書類の内容等	チェック欄	
			扶養手当	
			有	申請中・無
認定	被扶養者申告書（認定）	様式集 § 7-001		
	扶養事実申立書	様式集 § 7-009		
	被扶養者の要件を備えた日を確認できる書類	●被扶養者の要件を備えた日を確認できる書類（例）のとおり。		
国内居住要件	住民票の写し（日本国内に住民票がある場合） 本籍や個人番号の記載がないもの	【次のいずれかを提出】 住民票の写し、住民票記載事項証明書 続柄等確認書（住民票の写しにより住所を確認したもの）等		
	国内居住要件の例外に該当することの確認書類	（日本国内に住民票がない場合、手引 § 7 参照）		
続柄等	組合員との続柄が確認できる書類 本籍や個人番号の記載がないもの	【次のいずれかを提出】 住民票の写し（①②の要件をいずれも満たす場合のみ） ①組合員及び認定対象者が同一世帯（住民票に両者の記載あり） ②組合員又は認定対象者が世帯主である 戸籍記載事項証明書・母子手帳の写し・続柄等確認書 等	不要	
	組合員との同居を明らかにする証明書	同居が認定要件となる場合（手引 § 7 参照）のみ提出が必要	不要	
収入内容	収入内容確認書類 源泉徴収票不可	「扶養事実申立書」の2の表の右部「申請中・無」の場合の収入内容確認書類」ととおり。 ※ 義務教育修了前で収入がない場合は提出不要	不要	
共同扶養	組合員及び共同扶養者の収入比較書類 ※2 組合員以外は源泉徴収票不可	【共同扶養者がいる場合に提出】 組合員：所得証明書等（組合員が主たる扶養者であることがわかるもの） 相手：所得証明書（確定申告をしている場合は確定申告書の写し）等 ※ 転職・復職等で昨年と収入が異なる場合は、現在の給与明細書等が必要		
個人番号	被扶養者個人番号報告書	様式集 § 7-014 ※ 取消、又は被扶養者であった者が引き続いて同じ組合員の被扶養者になる場合を除いて提出 ※ 所属所は個人番号報告書送付票（様式集 § 6-018）を作成して付すること		
第三号	国民年金第3号被保険者関係届	20歳以上60歳未満の配偶者を扶養認定する場合は提出 ※ 組合員が、65歳以上又は任意継続組合員の場合は、提出不要		
その他	その他の書類	必要に応じて提出を依頼する場合があります。		

※1 他支部及び他の公務員共済組合から転入した組合員、又は当支部において組合員であった前の期間から1日も空けずに再度資格取得した組合員が、元々被扶養者であった者を引き続き被扶養者として申請する場合、転入前の共済組合又は前の組合員期間に被扶養者認定されていたことがわかる書類（被扶養者証の写し、マイナポータルの写し（提出日より1か月以内）、資格情報のお知らせの写し、資格確認書の写し）を被扶養者申告書に添付して提出することができます。（被扶養者証の写し等上記の書類が提出できない場合、新規の認定と同様の書類を添付。ただし、再度資格取得の組合員で前の被扶養者証等を当支部にすでに返却したために被扶養者証の写しが添付できない場合は、被扶養者申告書の欄外にその旨を記入することで差し支えないこととします。）

※2 共同扶養者に該当する者がいる場合、扶養手当の認定の有無に関わらず、収入比較書類は必ず提出してください。
【例外】共同扶養者が次のいずれかに該当する場合は提出不要です。 ・組合員の被扶養者 ・公立学校共済組合員

●被扶養者の要件を備えた日を確認できる書類(例)

主 な 理 由	提出書類の内容等
出生	住民票の写し・住民票記載事項証明書・出生届受理証明書・母子手帳の写し 等
結婚	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書 等
認定を受ける者の退職	退職辞令書の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証の写し 等
非常勤講師の任用期間終了	退職辞令書の写し・勤務条件説明書の写し 等
雇用保険の受給終了	雇用保険受給資格者証（両面）の写し
収入の逆転による扶養替え	収入の逆転がわかるもの（辞令書の写し・源泉徴収票の写し 等） 被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書等
その他	その他事実発生日が確認できる書類

2 取消を申請するときに必要な書類

	提出書類	提出書類の内容等	チェック欄
取消	被扶養者申告書（取消）	様式集 § 7-001	
	被扶養者証・資格確認書 等	限度額適用認定証・高齢受給者証等を含む。	
	取消年月日を確認できる書類	●被扶養者の要件を欠くに至った理由を確認できる書類（例）のとおり。	
第三号	国民年金第3号被保険者関係届	20歳以上60歳未満の配偶者の場合、取消理由が保険証の取得以外であれば必要	

●被扶養者の要件を欠くに至った理由を確認できる書類(例)

主な理由	提出書類の内容等
就職し、自身で社会保険に加入した	資格情報のお知らせ等、社会保険に加入した日がわかる書類の写し
就職により向こう1年間の収入が限度額を超える見込みが立った	雇用契約書・勤務条件説明書の写し等雇用条件のわかる書類
収入の不安定な人の12か月の支給累計額が130万円以上になった	収入限度額を超える対象月を含む過去13か月分の給与支給明細書の写し
収入の不安定な人が4か月連続して108,334円以上になった	限度額を超える対象月分を含む過去5か月分の給与支給明細書の写し
月額3,612円以上の雇用保険の受給が始まった	雇用保険受給資格者証（両面）の写し
事業等の収入が130万円以上になったことが確定申告で判明した	確定申告書及び収支内訳書の写し
公的年金額が180万円以上になった	年金額改定通知書の写し等
その他	その他事実発生日が確認できる書類